

## 処 分 基 準

法 令 名 : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項 : 第9条
処 分 の 概 要 : 指定の取消し
原権者(委任先): 福岡県公安委員会
法令の定め : ○第9条第1号 第1条第2項の指定の基準に適合しなくなったとき ○第9条第2号 第7条の規定による勧告があったにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき ○第9条第3号 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明するに至ったとき
処 分 基 準 : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合において、帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全総務課地域安全対策係(電話番号092-641-4141、内線3023) 及び住所地为管轄する警察署生活安全課(保安、生活安全刑事)課
備 考 :

